様式第七の二

様式第７の２（第16条の12関係）

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
測定者の氏名
測定箇所

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	備考
全水銀		(μg/N㎥)			
ガス状水銀	Cs	(μg/N㎥)			
	C	(μg/N㎥)			
	酸素濃度	(%)			
粒子状水銀	Cs	(μg/N㎥)			
	C	(μg/N㎥)			
	酸素濃度	(%)			

備考　1　Csの欄には別表第３の３に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第３の３の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
2　ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
3　酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
4　ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。

様式第七の二

様式第７の２（第16条の12関係）

水銀濃度測定記録表

水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号
測定者の氏名
測定箇所

		測定単位	測定値	測定年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻）	備考
全水銀		(μg/N㎥)			
ガス状水銀	Cs	(μg/N㎥)			
	C	(μg/N㎥)			
	酸素濃度	(%)			
粒子浄水銀	Cs	(μg/N㎥)			
	C	(μg/N㎥)			
	酸素濃度	(%)			

備考　1　Csの欄には別表第３の３に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第３の３の備考に掲げる式により算出された数値を記載すること。
2　ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。
3　酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。
4　ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。